

業務目的

公共施設等運営事業については、これまで主に民間事業者による独立採算を前提にした検討が行われてきたところであるが、補助金や交付金等により公共が費用の一部を負担しつつ、民間事業者に運営権を設定し効率的な公共施設等の運営を委ねる、いわゆる混合型の公共施設等運営事業についても検討を行うことが有用であると考えられる。

このため、本業務は、混合型公共施設等運営事業についての調査・検討の先駆けとして、混合型公共施設等運営事業の特徴を整理するとともに、主要な論点を抽出し、基本的な考え方を示すことにより、それぞれの事業分野における今後の具体的な検討実施に向けた参考に資するものである。

業務内容

第1章 業務の概要

第2章 混合型公共施設等運営事業とは何か

第3章 混合型公共施設等運営事業に係る論点の抽出

第4章 空港分野の混合型公共施設等運営事業に関するケーススタディ

第5章 下水道分野の混合型公共施設等運営事業に関するケーススタディ

第6章 混合型公共施設等運営事業の論点に対する基本的考え方

- 6.1 事業スキーム
- 6.2 VFMの算定
- 6.3 事業者選定
- 6.4 公共施設等運営権実施契約
- 6.5 モニタリング
- 6.6 会計・税務

検討結果概要

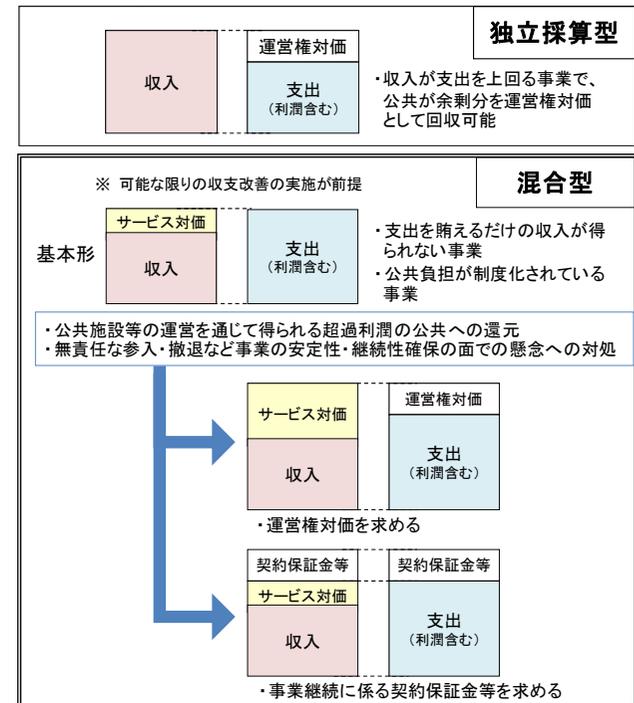
I 混合型公共施設等運営事業の特徴

- 運営権者(民間事業者)は、利用者からの料金収入に加え、公共からの支払い(補助金、交付金、一般会計からの繰入れ等。以下「サービス対価」という。)を収入とする。
- サービス対価が必要となる要因として、事業全体での収支が赤字であるため運営権者による独立採算が困難であるという財務的な要因、公共負担が制度化されているといった制度的な要因が考えられる。
- 民間ノウハウ等の活用により、費用面で一定の削減効果が期待でき、収入面でも、機動的な料金設定による需要増加や民間の創意工夫による附帯収益事業の実施等、収入の拡大が可能。ただし、拡大余地は各事業分野によって異なる。

II 混合型公共施設等運営事業における運営権対価等

- 混合型公共施設等運営事業における運営権対価の考え方として、
 - ・ 管理者からのサービス対価の支払いを前提としないならば、事業収支がマイナスとなり、事業の成立が困難なことから、運営権対価は生じないとする考え方、
 - ・ 管理者が公共施設等の整備等に要した費用を回収する手段として、あるいは、運営権者が公共施設等の運営を通して超過利潤を得る場合における公共への還元方法の一つとして、運営権対価を求めるとする考え方がある。
- 事業参入に当たり運営権対価を求めることにより、運営権者に早期回収へのインセンティブを与え、より効率的な事業運営が期待できるなどの効果とともに、事業者の無責任な参入・撤退に対する抑止力を働かせることが可能。
- 一方で、運営権対価が生じないとする場合であっても、事業継続に係る契約保証金等を求めること(事業終了時には返還)、事業者の無責任な参入・撤退に対する抑止効果が期待できる。

独立採算型と混合型のキャッシュ・フローのイメージ



検討結果概要(続き)

Ⅲ 具体的な事業分野を想定したケーススタディの実施

(1) 空港分野（地方管理空港）

- 運営権者は、滑走路、誘導路、エプロン(駐機場)等の空港基本施設等に係る航空系事業と、旅客ターミナルビル、貨物ビル等に係る非航空系事業を一体的に実施。
- 空港運営事業全体での収支は赤字でサービス対価が必要となることが想定されるが、機動的な着陸料の設定等による就航路線の拡大・増便や利用客の増加等により、非航空系事業収入の増大など事業運営の効率化が図られ、公共負担の縮減が期待できる。

(2) 下水道分野（市町村が管理する合流式の公共下水道）

- 下水道事業は、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水処理については基本的には利用者からの使用料、雨水処理については公費で負担するため、運営権者に対し、雨水処理に係るサービス対価の支払いが発生。
- これまで管理者が収受してきた下水道使用料等の管理者と運営権者への帰属(配分)がポイントとなる。管理者と運営権者それぞれに帰属させる場合と、運営権者が一括で収受したのちに運営権対価として管理者に還元する場合について、それぞれのスキーム及びキャッシュ・フローを整理した。

Ⅳ 混合型公共施設等運営事業の主要な論点と基本的考え方

独立採算型では生じない混合型の論点として、サービス対価の算定方法、運営権対価の捉え方、運営権対価とサービス対価の関係、サービス対価の支払方法等について抽出し、基本的な考え方を整理した。特徴的なものを挙げると以下のとおり。

論点	基本的考え方
サービス対価の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港の混合型公共施設等運営事業におけるサービス対価算定の考え方として、<u>空港運営事業全体で採算性が確保される水準に調整する場合と、非航空系事業の超過利潤を公共へ還元する仕組みと組み合わせることにより、航空系事業の収支に着目しサービス対価を調整する場合が考えられる。</u> ・ 下水道事業における混合型公共施設等運営事業では、<u>主として雨水処理に係るものとしてサービス対価が支払われるが、施設の維持管理に加え、改築・更新も含め運営権者が実施する場合、汚水処理に係るサービス対価の支払いも生じることが想定される。</u>
運営権対価の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混合型公共施設等運営事業は、<u>管理者からのサービス対価の支払いを前提としないならば、事業収支がマイナスとなり、事業の成立が困難なことから、運営権対価は生じないとするのが一つの考え方。</u> ・ <u>管理者が公共施設等の整備等に要した費用を回収する手段として、あるいは、運営権者が公共施設等の運営を通して超過利潤を得る場合における公共への還元方法の一つとして、運営権対価を求めるとする考え方もある。(他の方法としては、プロフィット・シェアリング契約やサービス対価の減額等)</u>
運営権対価とサービス対価の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混合型公共施設等運営事業では、<u>運営権対価の有無により、運営権者に支払われるサービス対価の額等が調整されることとなる。</u> ・ 両者の関係としては、<u>運営権対価の有無等に応じ、複数のパターンが考えられ、事業スキームの検討の際に留意が必要。</u>
サービス対価の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設の維持管理を根拠に支払われる部分については、事業期間が長期に及ぶことから、物価の変動等の影響や、料金収入の増減の趨勢等を勘案し、運営権者の業務効率化へのインセンティブにも留意しつつ、一定の頻度で改定することが考えられる。</u> ・ <u>施設の改築・更新を根拠に支払われる部分については、改築・更新のたびに(運営権者が当初提案した金額の範囲内で)支払う方法(都度払い)も考えられる。</u>

検討結果結論

本業務における、混合型公共施設等運営事業の特徴や論点の整理、ケーススタディを通じて明らかにした事業スキームやキャッシュ・フロー等についての知見が、今後、各分野における個別具体的な事業の検討・実施に当たり参考とされるとともに、フィードバックされ更なる検証が行われることが望まれる。